平成２４年（フ）第６７号
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳167番地の218
債務者　酒井信太郎
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第６８号
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳167番地の218
債務者　酒井　美香
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３５８号
大分市東浜１丁目９番31号
債務者　分**藤**　和弘
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３９２号
大分市大字小野鶴1525番地の３
債務者　末永　文男
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１２号
大分市牧１丁目23番27号
債務者　清末まり子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７９号
大分県宇佐市大字今仁644番地
債務者　林　　功
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第５００号
神奈川県厚木市妻田東１丁目22番12号　ベルメゾン妻田101、旧住所神奈川県相模原市相模台４丁目13番12号　ベルハイツ201号
債務者　本田　　渚
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２７６号
青森市大字浜田字玉川174番地19　コーポ工藤２号
債務者　白鳥美恵子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８８号
青森市大字大野字山下150番地１　神アパート２号
債務者　丸山　良蔵
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
富山市石金１丁目７番17号、前住所富山市太田45番地２　ハートフルタウンＡｉ３－Ｄ
債務者　小島　慶継
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２７号
富山市東町３丁目２番５号、前住所富山市下赤江町１丁目14番12号
債務者　畔田　幸夫
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２８号
富山県中新川郡立山町草野28番地
債務者　田中　純子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３０号
富山市鵜島1462番地３
債務者　マキタ自動車こと　牧田　重夫
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３３号
富山市中中市18番地　市営住宅７棟406号、前住所富山市今泉322番地１　サーパス今泉中央205号西尾方
債務者　酒井　秀樹
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１００号
大阪府東大阪市稲葉４丁目７番29号
債務者　原田　　孝
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９９５号
大阪市都島区毛馬町３丁目７番24号　インディペンデンスハイツ305号
債務者　橋野食品こと　髙木　利昭
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２１０号
大阪市此花区伝法１丁目３番17号　一吉ハイツ401号
債務者　松浦　悠也（旧姓弘川）
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部